

奈良県高齢者居住安定確保計画 概要版

計画の目的 住宅施策と福祉施策が連携して、高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に展開することを目的として策定

計画期間 平成26年度～平成30年度の5年間とし、「奈良県住生活基本計画」「奈良県高齢者福祉計画及び第5期奈良県介護保険事業支援計画」の改定をふまえ、適宜見直しを行う

高齢者の居住の現状

- さらなる高齢化の進展
- 要支援・要介護認定者数の増加
- 高齢者が居住する住宅の8割強が持ち家
- 借家で低いバリアフリー化率
- 高齢者向け住宅・施設でカバーできていない要支援・要介護認定者の存在
- 高齢单身、高齢者夫婦のみの世帯の増加
- 経済的に困窮している高齢者世帯の存在
- 若年層に比べ住み続けたい意向が強い
- 高齢者等であることを理由に入居を拒否する実態

高齢者の居住を取り巻く課題のまとめ

- ① 高齢者が安心して居住できる住宅・施設の量的な確保、質の向上
- ② 民間賃貸住宅等に住む高齢者の居住の安定の確保
- ③ 持家に住む高齢者が安心して住み続けられる支援体制の構築
- ④ 身体状況や所得状況に応じた適切な住まいを選択できる市場環境の整備
- ⑤ 増加する高齢者を地域全体で見守る体制づくり

高齢者居宅生活支援体制の確保された賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

- 高齢者居宅生活支援体制の確保された賃貸住宅：約2,600人分の供給を目指す(平成30年度)
- 老人ホーム等：奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画に準拠

基本目標

施策の方向性

施策の展開

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の概要

- 「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合(共同省令第8条)」の基準：各居住部分及び共同利用部分の床面積の合計が一定規模以上の場合、各居室の面積を18㎡以上とできる
- 「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合(共同省令第9条)」の基準：共用部分にコンロ等のある台所、施錠可能な個別の収納設備、浴槽及び洗い場等のある浴室等を備えた場合、各居住部分が台所等を備えたものであることを要しない
- 各居住部分の基準：コンロ等のある台所、固定式の収納設備、浴槽及び洗い場等のある浴室、等
- 入居者の公募に関する基準：法第7条第四号の入居者資格の範囲内で計画内容に対応するもの
- 自立して生活できる入居者に対するサービス付き高齢者向け住宅を供給する場合の基準の特例：全ての居住部分に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室等を備えること、等
- 地域の実情に対する適切な配慮：登録の申請を行うおとす事業者による当該市町村への計画概要の説明
- 登録基準の特例：市町村高齢者居住安定確保計画への適合(当該市町村が定めている場合)

施策の推進方策

- ・従来の住宅政策、福祉政策の枠組みにとどまらず、様々な主体が関係し、また、幅広い施策内容を効果的に実施していくことが必要
- ・関係主体の役割や連携のあり方等を明確にするとともに、効果的な実施方法等や施策実施体制の設定等を目的とする推進体制の整備が重要
- ・県、市町村、関係事業者団体、居住支援を行うNPO等で構成される「居住支援協議会」において、高齢者の住まいに関する情報を共有し協議
- ・県庁内では住宅部局と福祉部局が中心となり、関係部局との連携を図りながら、着実に効果的に施策を実施

